

湯河原町駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 2 月 24 日

湯河原町長

内 藤 喜 文

湯河原町条例第 2 号

湯河原町駐車場条例の一部を改正する条例

湯河原町駐車場条例（昭和41年湯河原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の表中

町立湯河原美術館駐車場	湯河原町宮上623番地の 1
湯河原町民体育館駐車場	湯河原町中央二丁目21番地 1
湯河原海浜公園駐車場	湯河原町門川11番地
万葉公園第 1 駐車場	湯河原町宮上475番地の 1
万葉公園第 2 駐車場	湯河原町宮上565番地の 6
万葉公園第 3 駐車場	湯河原町宮上573番地
湯河原駅臨時第 2 駐車場	湯河原町門川479番地の10
湯河原駅臨時第 3 駐車場	湯河原町土肥一丁目 7 番地の24
湯河原温泉場駐車場	湯河原町宮上534番地の 1

通年中の
午前 0 時
から午後
12 時まで

を

町立湯河原美術館駐車場	湯河原町宮上623番地の 1
湯河原町民体育館駐車場	湯河原町中央二丁目21番地 1
湯河原海浜公園駐車場	湯河原町門川11番地
万葉公園第 1 駐車場	湯河原町宮上475番地の 1
万葉公園第 2 駐車場	湯河原町宮上565番地の 6
万葉公園第 3 駐車場	湯河原町宮上573番地
湯河原駅第 1 駐車場	湯河原町宮下653番11
湯河原駅第 2 駐車場	湯河原町門川479番地の10
湯河原駅第 3 駐車場	湯河原町土肥一丁目 7 番地の24
湯河原温泉場駐車場	湯河原町宮上534番地の 1

通年中の
午前 0 時

から午後
12時まで

に改める。

第4条第1項中「湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第1駐車場、湯河原駅第3駐車場」に改め、同条第4項中「湯河原駅臨時第2駐車場、湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第1駐車場、湯河原駅第2駐車場、湯河原駅第3駐車場」に改める。

別表万葉公園第3駐車場の項の次に次のように加える。

湯河原駅 第1駐車場	24時間以内	30分ごとに		円 100	円 100	
		最高限度額		円 1,000	円 1,000	
	24時間を超えるもの			24時間経過ごとに一度出場し、再度入場したものとみなして、それぞれの駐車について上記により算出した額の合計額		
	1回ごとに					円 200
	定期利用	1か月				円 2,500
	定期利用	3か月				円 7,350
	定期利用	6か月				円 14,400

別表湯河原駅臨時第2駐車場の項中「湯河原駅臨時第2駐車場」を「湯河原駅第2駐車場」に改め、同表湯河原駅臨時第3駐車場の項中「湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第3駐車場」に改め、同表備考1中「湯河原駅臨時第3駐車場」を「湯河原駅第3駐車場」に改め、同表備考2中「及び湯河原駅臨時第3駐車場」を「、湯河原駅第1駐車場及び湯河原駅第3駐車場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。